

暗号資産現物取引に関する説明書

本説明書は、当社と暗号資産現物取引を行おうとされているお客様に対して、当社があらかじめ交付し、暗号資産の売買等のリスクや概要等をお客様にご理解いただくための書面です。

暗号資産現物取引には様々なリスクが存在します。お取引を行うにあたっては、ビットポイントサービス利用総合約款とともに本説明書をよくお読みいただき、暗号資産現物取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解された上で、これらに異議なくご承諾いただき、お客様のご判断と責任において取引を行ってくださいますようお願いいたします。また、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、当社における暗号資産現物取引は、初心者向けの BITPOINT と中級・上級者向けの BITPOINT PRO により行います。

1. 暗号資産現物取引のリスク

①価格変動リスク

暗号資産は、法定通貨ではなく、また、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。

また、暗号資産は、特定の者により価値を保証されたものではありません。

さらに、暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができるものです。

暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。暗号資産の価値は、物価、法定通貨、証券市場、商品市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、法令・規制の変更、他の類似の暗号資産の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。

そのため、お客様が保有する暗号資産の価値や取引価格が急激に変動又は下落する可能性があります。

また、暗号資産の価値が購入時の価格を下回るおそれがあること、又は零（ゼロ）になる可能性があることも重ねてご認識下さい。

②営業時間リスク

当社の営業時間外（メンテナンス時間中を含みます）で暗号資産の取引価格が大きく変動する場合があります。当社の営業時間外で暗号資産の取引ができない場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

③流動性リスク

市場動向や取引量等の状況により、暗号資産の取引が不可能若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

④ブロックチェーン（レジャー）によるリスク

本来、暗号資産の取引では、ネットワーク上の十分な取引確認（ブロックチェーン（レジャー）での取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。

しかし、当社との間、お客様の当社口座を利用した暗号資産の現物取引の約定の際には、ブロックチェーン（レジャー）での取引認証は必要としておりません。これに対して、当社とお客様（お客様の当社以外の事業者における口座またはウォレット）との間の暗号資産の移転（入出金）においては、この認証が必要となります。そのため、ブロックチェーン（レジャー）において十分な取引確認がとれるまで、お客様が操作・指示した入出金が口座残高へ反映されない可能性があります。また、当社とお客様との間の暗号資産の入出金がおお客様の期待する時間内に完了しない場合があります。ブロックチェーン（レジャー）の状況等により、お客様が操作・指示した出金がキャンセルされる可能性があります。

⑤手数料・費用等の変更によるリスク

当社は、将来、取引等に係るルール等を変更する可能性があります。とりわけ、手数料・費用等を、経済情勢の変動、法令・規制の変更その他の事情により変更する場合があります。

⑥相対取引にかかるリスク

本取引は、当社とお客様との相対取引になります。当社がお客様に提示する本取引の価格は、当社が独自に提示する価格です。そのため、当社が提示する価格は、市場価格や他の暗号資産交換業者等が提示する価格と同一ではなく、不利な価格で取引が成立する可能性もあります。また、当社の信用状況又は当社のカバー取引先の信用状況によっては、お客様に損害が発生するおそれがあります。

当社の保有するポジションの状況によっては、必ずしも市場動向と同様の価格を提示しない場合があります。

⑦取引、注文にかかるリスク

(1) BITPOINT

マーケット注文（スリッページなし）は、原則、取引画面の配信価格（当社がお客様向けに配信する取引価格）の更新間隔内に、当社システムにて注文を受け付けた場合、発注時点と同一の配信価格を以って約定します。配信価格は、その時点での市場価格等を参照価格とし、当社の保有するポジションの状況を勘案した上で、当社システムにて作成し配信されま

す。

お客様の端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けるまでに要する時間の経過に伴い、当社所定の範囲内に収まらなかった場合、注文取引自体が不成立となる可能性があります。

相場急変時や、カバー取引先等の状況により有効な価格を安定して配信できなくなったと当社が判断した場合には、該当する暗号資産の注文受付を一時停止することがあります。注文受付の一時停止後、有効な価格を安定して配信できると当社が判断した場合に注文受付を再開します。

(2) BITPOINT PRO

成行注文又は指値（逆指値）注文では、市場価格の変動により取引画面の提示価格よりもお客様に有利な価格で取引が成立する場合もあれば、不利な価格で取引が成立する場合もあります。不利な価格で取引が成立した場合は、意図せざる損失を被ることがあり、また、その際に不足金が発生することがあります。特に大きな数量の注文の場合、不利な価格で成立する可能性が高くなるのに加えて、取引自体が不成立となる可能性があります。

損失を限定させるための逆指値注文は、本取引の価格が一方向にかつ急激に変動する場合などには、有効に機能しないことがあります。

成行注文又は指値（逆指値）注文は、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行します。

成行注文の約定価格は、原則、当社システムにて注文を受け付けた時点での、当社システムにおける配信価格（当社がお客様向けに配信する取引価格）を以って約定します。配信価格は、その時点での市場価格等を参照価格とし、当社の保有するポジションの状況を勘案した上で、当社システムにて作成し配信されます。

また、お客様が注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様の端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

⑧システムリスク

お客様が行う取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の

注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時には、お客様からの注文を受け付けず、また、お客様の取引執行を中止することがあります。

市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン ID やパスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。システム障害とは、当社のサービスを提供するためのシステムに明らかな不具合（回線の障害やお客様のパソコン等の不具合は含まれません）が発生していると当社が判断した場合をいうものとします。

システムの緊急メンテナンス・システム障害などによる機会損失（お客様の注文の受付ができず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとした注文の内容を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

システムが算出している暗号資産の購入又は売却に係る価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立があったと当社が判断した場合、当社の判断で当該取引を取り消させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

⑨破綻リスク

外部環境の変化（暗号資産に関する法規制の変更を含みます）、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。

当社が倒産した場合には、お客様から預託された金銭及び暗号資産は、当社の倒産財産に組み込まれ、お客様の財産の全部又は一部をお客様に対して返還できない可能性があります。

当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された暗号資産を紛失し、お客様へ補てんを行わなければならない事態が生じた場合、当社の財政が破綻し、お客様に十分な補てんを行うことができない可能性があります。

なお、当社は、お客様から金銭や暗号資産の預託を受けることがありますが、お客様からお預かりした資産については、当社の固有財産とは分別して管理しております。

⑩法令、規則、税制等の変更に伴うリスク

将来において、本取引にかかる法令、規則、税制等が変更され、現状よりお客様にとって不利な取扱いとなる可能性があります。

⑪ハードフォークによる分岐リスク

ハードフォークにより暗号資産が分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、当社の判断でハードフォーク前の暗号資産のお取引を一時停止又は中断することがあります。

ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合でも、その取扱方法は当社が定めるものとし、当社が安全性等を確認するためハードフォークの直後には分岐した暗号資産を付与しないこと、また、当社が適切でないと判断した場合には分岐した暗号資産を当社は取り扱わず、お客様に付与されない可能性があります。

ハードフォークに関連する取引の一時停止・中断、分岐した暗号資産の付与が行われなかったことによりお客様に発生した損失については、当社は責任を負いません。

なお、暗号資産の保有者に対して無償でトークンが配布される、いわゆるエアドロップにおいて配布されるトークンについては、対応の有無および対応方針を当社にて決定するものとし、トークンをお客様に取得させる義務を負わないものとします。

2. 金銭・暗号資産の分別管理方法について

①金銭の分別管理方法

当社は、お客様から預託を受けた金銭と当社の固有財産である金銭とを明確に区分してお客様の預り金等（顧客口）と当社の金銭（自己口）に分別して管理し、かつ、どのお客様の金銭であるかが直ちに判別できる状態で管理しております。お客様から預託を受けた金銭は、顧客区分管理必要額を日次で算定し、SBI クリアリング信託株式会社に金銭信託しております。また、当日入金された信託前のお客様の金銭は株式会社イオン銀行、PayPay銀行株式会社、株式会社東京スター銀行、住信SBIネット銀行株式会社に預託しております。

②暗号資産の分別管理方法

当社は、お客様から預託を受けた暗号資産と当社の固有財産である暗号資産とを明確に区分し、かつ、どのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理しております。また、暗号資産の分別保管の方法として、「コールド・ウォレット」と「ホット・ウォレット」の両方式を採用しております。

コールド・ウォレット方式は、インターネット等の外部のネットワークや当社内のネットワークにも接続されていないオフラインで保管しております。また、ホット・ウォレット方

式は、オンライン上で保管しております。

当社は、履行保証暗号資産を、当社の固有財産である暗号資産と区別して、個別のコード・ウォレットにて管理しています。

3. 暗号資産現物取引の概要

(1) 暗号資産の特性

暗号資産は、発行者による制限なく、本邦通貨、外国通貨、又は他の暗号資産との交換を行うことができ、本邦通貨や外国通貨、他の暗号資産との交換市場が存在します。

また、暗号資産は、特定の者により価値を保証されたものではありません。さらに、暗号資産の価値は、物価、法定通貨、証券市場、商品市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、法令・規制の変更、他の類似の暗号資産の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受け、急激に変動し又は下落する可能性があり、そのことにより損失が生ずるおそれがあります。

(2) BITPOINT

取扱暗号資産	BTC (ビットコイン) BCH (ビットコインキャッシュ) ETH (イーサリアム) LTC (ライトコイン) XRP (リップル) BAT (ベーシックアテンショントークン) TRX (ترون) ADA (エイダ) JMY (ジャスミー) DOT (ポルカドット) LNK (チェーンリンク) DEP (ディープコイン) IOST (アイオーエステー)
注文方法	マーケット (スリッページなし)
注文時間	24 時間 365 日 (毎取引日 16 : 00~16 : 10 除く) ※臨時メンテナンス時を除く
約定時間	24 時間 365 日 (毎取引日 16 : 00~16 : 10 除く) ※臨時メンテナンス時を除く
注文数量制限	お客様の買付可能金額の範囲内で買注文を執行し、保有暗号資産の範囲内で売注文を執行することができます。
取引単位	BTC : 0.00000001BTC BCH : 0.00000001BCH ETH : 0.00000001ETH LTC : 0.00000001LTC XRP : 0.000001XRP

	BAT : 0.00000001BAT TRX : 0.000001TRX ADA : 0.000001ADA JMY : 0.00000001JMY DOT : 0.00000001DOT LNK : 0.00000001LNK DEP : 0.00000001DEP IOST : 0.00000001IOST
	各暗号資産の注文可能数量は、下限値と上限値の範囲内となります。
1 注文あたりの下限値	1 注文あたりの下限値は、買注文が 500 円以上、売注文は最低取引単位以上となります。
1 注文あたりの上限値	1 注文あたりの上限値は、買注文と売注文ともにその時の相場状況により変動します。
注文の有効期限	なし
注文の訂正・取消	なし
執行数量条件	FOK FOK は、Fill or Kill の略で、全数量が直ちに約定しない場合は、その全数量を失効させる注文となります。
計算区域	前取引日 16 時 00 分から当日 16 時 00 分までを計算区域とします。
取引受渡日	約定日の翌営業日 約定日が土日の場合は、金曜日の取引と合算し、月曜日が受渡日となります。
取引金額、諸費用等の支払い方法	ビットポイント総合口座の預り金より引き落とします。

(3) BITPOINT PRO

取扱暗号資産	BTC (ビットコイン) BCH (ビットコインキャッシュ) ETH (イーサリアム) LTC (ライトコイン) XRP (リップル) BAT (ベーシックアテンショントークン) TRX (ترون) ADA (エイダ) IOST (アイオーエステー)																											
注文の種類	指値・成行・逆指値 (成行)																											
取引単位	<table border="0"> <tr><td>BTC</td><td>:</td><td>0.0001BTC</td></tr> <tr><td>BCH</td><td>:</td><td>0.0001BCH</td></tr> <tr><td>ETH</td><td>:</td><td>0.0001ETH</td></tr> <tr><td>LTC</td><td>:</td><td>0.01LTC</td></tr> <tr><td>XRP</td><td>:</td><td>0.01XRP</td></tr> <tr><td>BAT</td><td>:</td><td>0.01BAT</td></tr> <tr><td>TRX</td><td>:</td><td>0.01TRX</td></tr> <tr><td>ADA</td><td>:</td><td>0.01ADA</td></tr> <tr><td>IOST</td><td>:</td><td>0.01IOST</td></tr> </table> <p>各暗号資産の最低注文数量は、最小取引単位数量からとなります。</p>	BTC	:	0.0001BTC	BCH	:	0.0001BCH	ETH	:	0.0001ETH	LTC	:	0.01LTC	XRP	:	0.01XRP	BAT	:	0.01BAT	TRX	:	0.01TRX	ADA	:	0.01ADA	IOST	:	0.01IOST
BTC	:	0.0001BTC																										
BCH	:	0.0001BCH																										
ETH	:	0.0001ETH																										
LTC	:	0.01LTC																										
XRP	:	0.01XRP																										
BAT	:	0.01BAT																										
TRX	:	0.01TRX																										
ADA	:	0.01ADA																										
IOST	:	0.01IOST																										
注文時間	24 時間 365 日 (毎取引日 16 : 00~16 : 10 除く) ※臨時メンテナンス時を除く																											
約定時間	24 時間 365 日 (毎取引日 16 : 00~16 : 10 除く) ※臨時メンテナンス時を除く																											
1 注文あたりの上限値	1 注文あたりの上限値は、その時の相場状況により変動します。																											
1 日あたりの売却数量の上限値	<p>1 日あたりの売却可能な数量は、下記の範囲となります。</p> <table border="0"> <tr><td>BTC</td><td>:</td><td>500BTC</td></tr> <tr><td>BCH</td><td>:</td><td>5,000BCH</td></tr> <tr><td>ETH</td><td>:</td><td>10,000ETH</td></tr> <tr><td>LTC</td><td>:</td><td>50,000LTC</td></tr> <tr><td>XRP</td><td>:</td><td>5,000,000XRP</td></tr> <tr><td>BAT</td><td>:</td><td>1,000,000BAT</td></tr> <tr><td>TRX</td><td>:</td><td>30,000,000TRX</td></tr> <tr><td>ADA</td><td>:</td><td>1,500,000ADA</td></tr> </table>	BTC	:	500BTC	BCH	:	5,000BCH	ETH	:	10,000ETH	LTC	:	50,000LTC	XRP	:	5,000,000XRP	BAT	:	1,000,000BAT	TRX	:	30,000,000TRX	ADA	:	1,500,000ADA			
BTC	:	500BTC																										
BCH	:	5,000BCH																										
ETH	:	10,000ETH																										
LTC	:	50,000LTC																										
XRP	:	5,000,000XRP																										
BAT	:	1,000,000BAT																										
TRX	:	30,000,000TRX																										
ADA	:	1,500,000ADA																										

	IOST : 100,000,000IOST 但し、当社の判断で変更する場合があります。
注文の有効期限	GTC (グット・ティル・キャンセル) のみ GTC は、Good Till Cancel の略で、取引が成立するかお客様が取消になるまで無期限で有効な注文のことをいいます。
注文の訂正・取消	指値注文・逆指値注文は、訂正 (金額・数量) ならびに取消が可能であり、成行注文は、注文が成立する前であれば取消が可能です。 注文の成立と訂正又は取消が同時に行われ、注文が成立した場合は、注文の成立が優先されますので、ご了承ください。
執行数量条件	①成行注文は、FAK (フィル・アンド・キル) 一部約定した場合、未約定の残数量を失効させる条件 ②指値注文は、FAS (フィル・アンド・ストア) 一部約定した場合、未約定の残数量を有効とする条件 ③逆指値注文は、FAK (フィル・アンド・キル) 一部約定した場合、未約定の残数量を失効させる条件
逆指値の執行条件	当社の逆指値注文の執行条件は、「成行」のみとなります。
計算区域	前取引日 16 時 00 分から当日 16 時 00 分までを計算区域とします。
取引受渡日	約定日の翌営業日 約定日が土日の場合は、金曜日の取引と合算し、月曜日が受渡日となります。
取引金額、諸費用等の支払い方法	ビットポイント総合口座の預り金より引き落とします。

※JMY (ジャスミー)、DOT (ポルカドット)、LNK (チェーンリンク)、DEP (ディープコイン) の BITPOINT PRO での取扱い開始時期は、未定です。

(4) 法定通貨 (JPY) の出金について

1 日あたりの出金限度額は、5 億円とします。

(5) 暗号資産の預入・送付 (入金・出金) について

対象暗号資産	BTC (ビットコイン) BCH (ビットコインキャッシュ) ETH (イーサリアム) LTC (ライトコイン) XRP (リップル) BAT (ベーシックアテンショントークン) TRX (ترون)
--------	--

	ADA (エイダ) JMY (ジャスミー) DEP (ディープコイン)
預入 (入金) 最小制限	下限なし
預入 (入金) 最大制限	上限なし
送付 (出金) 最小数量	BTC : 0.005BTC BCH : 0.01BCH ETH : 0.1ETH LTC : 0.03LTC XRP : 5XRP BAT : 400BAT TRX : 50TRX ADA : 10ADA DEP : 7,000DEP
送付 (出金) 最大数量	BTC : 200BTC BCH : 1,000BCH ETH : 4,000ETH LTC : 5,000LTC XRP : 1,000,000XRP BAT : 1,000,000BAT TRX : 5,000,000TRX ADA : 500,000ADA DEP : 50,000,000DEP
預入 (入金) 額の残高反映	お客様の預入 (入金) アドレス宛の送付 (出金) 情報がブロックチェーン (レジャー) に更新され次第、即座に口座残高へ反映されます。
預入 (入金) の訂正・取消	預入 (入金) 後の訂正・取消はできません。当社に預入 (入金) の際は、対象の暗号資産でお間違いのないこと、お客様専用の預入 (入金) アドレス、宛先タグ (XRP のみ) であることをご確認ください。
送付 (出金) の訂正・取消	送付 (出金) 依頼完了後の訂正・取消はできません。 送付 (出金) 先アドレス、宛先タグ (XRP のみ)、送付 (出金) 額、対象通貨は、お間違いのないようご確認の上、ご依頼ください。
送付 (出金) 可能日	BTC 原則として、購入後すぐに送付 (出金) が可能です。 BCH ETH LTC BAT XRP

	TRX ADA DEP
送付（出金）所要時間	各暗号資産の送付（出金）にかかる時間につきましては、ブロックチェーン（レジャー）におけるトランザクションの状況により変化し、一定ではございませんのでご注意ください。 また、お客様の資産を保護するため、その他合理的な理由がある場合には、送付（出金）依頼から完了まで時間を要することがあります。また、送付（出金）できない場合があります。
XRP（リップル）を送付（出金）する場合の注意点 宛先タグについて	「宛先タグ」は預入（入金）先が、アドレスに対して任意で設定するお客様を特定するための数字です。 宛先タグが必要な外部アドレスに対して、宛先タグなしで送付（出金）した場合、預入（入金）先がお客様を特定できず、お客様の資産が失われるおそれがあります。宛先タグの入れ忘れがないよう十分ご注意ください。 万が一宛先タグを忘れて送付（出金）した場合は、送付（出金）先にご確認ください。
送付（出金）先登録時の留意事項	お客様が送付先を登録する際はSMSによる認証が必須となっております。
送付（出金）停止に関する留意事項	ゴールデンウィークや年末年始等の連休期間中は、長期にわたり送付（出金）の依頼ができなくなることもありますのでご注意ください。 また、お客様からの送付（出金）件数が増加した場合は、一時的に送付（出金）停止措置を取らせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
「FATF 勧告」のトラベル・ルールをはじめとするマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する留意事項	送付（出金）にあたっては、送付先暗号資産サービス業者名、送付先暗号資産アドレスのほか受取人の氏名／企業名、住所／所在地、取引目的、顧客コード及びその他送金依頼人を特定する情報をお客様にご申告いただき、当社は送付（出金）時にそれら情報を相手方暗号資産サービス業者に伝達します。また、当社への預入（入金）にあたって当社は、仕向元暗号資産サービス業者から送付される暗号資産とともにこれら情報の伝達を受けます。 なお、お客様に申告いただく情報の具体的な内容・項目および業者間において伝達・受取される情報の内容・項目ならびに対象となる取引および暗号資産につきましては、お取引発生時点における、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替および外国貿易法、当社が所属する認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産取引業協会の暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に

	<p>関する規則、その他関連する法令諸規則に準拠します。</p> <p>送付先暗号資産サービス業者または被仕向暗号資産サービス業者である当社は、送付（出金）にあたりご申告いただく情報または暗号資産の預入（入金）の際に相手方暗号資産サービス業者から伝達される情報と、当社に登録されているお客様の情報を突合し、突合の結果またはお取引の内容等に応じて追加で状況をお尋ねし、さらに書類のご提出をお願いしてお客様ご本人の確認をさせていただくほか、お取引の目的等の確認をさせていただく場合があります。また、当該確認がとれるまでの間に、送付先暗号資産サービス業者から送付暗号資産が返戻される、当社が受取暗号資産をお客様の口座に反映せずに送付依頼人に返還する、手続完了までにお時間を要する、またはお手続き自体をお断りすること等がございます。そのほか、被仕向暗号資産サービス業者である当社が相手方暗号資産サービス業者から送金依頼人にかかる情報の伝達を受けず暗号資産の送付のみを受けたときは、受取人であるお客様に送金依頼人に関する事項、お取引の背景や目的等をお尋ねすることがあります。お客様からのヒアリングが完了するまでお客様の口座への着金が反映されない、またご回答の内容によりお手続き自体をお断りすること等がございますのであらかじめご了承ください。</p>
--	---

※DEP（ディープコイン）の送付サービスはご利用いただけます。預入サービス開始時期は未定です。

※JMY（ジャスミー）の預入サービスはご利用いただけます。送付サービス開始時期は未定です。

※DOT（ポルカドット）、LNK（チェーンリンク）、IOST（アイオーエステー）の預入・送付サービス開始時期は、未定です。

(6) 手数料について

項目	手数料
口座管理料	無料
取引手数料	無料
法定通貨（JPY）即時入金サービス	無料
法定通貨（JPY）入金	お客様負担（振込手数料実費分）
法定通貨（JPY）出金	お客様負担（振込手数料実費分）
暗号資産預入（入金）	無料
暗号資産送付（出金）	無料

4. 当社の概要について

商号	株式会社ビットポイントジャパン
商号英文表示	BITPoint Japan Co., Ltd.
代表者	代表取締役社長 田代 卓
本店所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
設立日	2016年3月3日
資本金等（資本金準備金含む）	75億3,000万円（2020年9月30日現在）
主要株主	株式会社ビットポイント・ホールディングス (株式会社リミックスポイント（東証スタンダード上場企業） 100%子会社)
暗号資産交換業者	関東財務局長 第00009号
加入協会	一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

※株式会社ビットポイントジャパン カスタマーセンター

- フリーダイヤル : 0120-004-430
- お問い合わせフォーム : <https://faq.bitpoint.co.jp/form/contact.html>
- Email : support@bitpoint.co.jp
- 受付時間 : 平日9時～17時（祝日(振替休日を含む)、年末年始の休業日を除く）
メールおよびお問い合わせフォームの受付は、24時間・365日行っておりますが、平日17時以降にいただいたお問い合わせにつきましては、当社翌営業日以降に回答させていただきます。また、お問い合わせの内容によっては、回答に時間を要することがございます。

5. 紛争解決について

当社は、当社とお客様の間で苦情等の解決が図れない場合などに、お客様の必要に応じ、紛争の解決手段として外部機関等をご利用できるように次の弁護士会と金融分野における裁判外紛争解決手続に関する協定書を締結しています。

紛争解決機関

東京弁護士会	名称	東京弁護士会 紛争解決センター
	所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館6階
	電話番号	03-3581-0031
	サイト	https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/
	受付時間	月～金（祝日・年末年始を除く） 9時30分～12時00分 13時00分～15時00分
第一東京弁護士会	名称	第一東京弁護士会 仲裁センター
	所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館11階～13階
	電話番号	03-3595-8588
	サイト	http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html
第二東京弁護士会	名称	第二東京弁護士会 仲裁センター
	所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館9階
	電話番号	03-3581-2249
	サイト	https://niben.jp/chusai/contact/

苦情相談先

日本暗号資産取引業協会	名称	一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
	所在地	〒102-0082 東京都千代田区一番町18番地 川喜多メモリアルビル4F
	電話番号	03-3222-1061
	サイト	https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/
	受付時間	平日9時半～17時（祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

暗号資産交換取引に関する暗号資産交換業者の禁止行為

暗号資産交換業者またはその役員もしくは使用人は、資金決済に関する法律およびこれらの関連法令により、顧客を相手方とした暗号資産交換取引、または顧客のために暗号資産交換取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下併せて「暗号資産交換取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- ① 暗号資産交換契約（顧客を相手方とし、または顧客のために暗号資産交換取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- ② 暗号資産交換契約の締結もしくはその勧誘またはその行う暗号資産交換業に関する広告に関して、顧客に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さずに、暗号資産の性質等の重要な事項に関する表示をする行為
- ③ 顧客に対し、暗号資産交換業者の商号、暗号資産交換業者である旨および登録番号、暗号資産の性質等の重要な事項を明瞭かつ正確に表示しないで暗号資産交換契約の締結の勧誘を行う行為
- ④ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産交換契約の締結を勧誘する行為
- ⑤ 暗号資産交換契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、暗号資産交換契約の締結の勧誘をする行為（ただし、暗号資産交換業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の暗号資産の売買または他の暗号資産との交換を行った者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
- ⑥ 暗号資産交換契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為（ただし、暗号資産交換業者金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の暗号資産の売買または他の暗号資産との交換を行った者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
- ⑦ 暗号資産交換契約の締結につき、顧客があらかじめ当該暗号資産交換契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為、または勧誘を受けた顧客が当該暗号資産交換契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- ⑧ 暗号資産交換契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- ⑨ 暗号資産交換取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の

利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

- ⑩ 暗号資産交換取引について、自己または第三者が当該暗号資産交換取引について生じた顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または当該暗号資産交換取引行為について生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- ⑪ 暗号資産交換取引について、当該暗号資産交換取引について生じた顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または当該暗号資産交換取引について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- ⑫ 暗号資産取引行為を行うにあたっての重要事項の説明に際し、顧客の知識、経験、財産の状況および暗号資産交換取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないなど、不相当と認められる勧誘を行うこと
- ⑬ 暗号資産交換契約の締結またはその勧誘に関して、暗号資産の性質等重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- ⑭ 暗号資産交換契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- ⑮ 暗号資産交換契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- ⑯ 暗号資産交換契約に基づく暗号資産交換取引行為をすることその他の当該暗号資産交換契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- ⑰ 暗号資産交換契約に基づく顧客の計算に属する金銭、暗号資産、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- ⑱ 暗号資産交換契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該暗号資産交換契約の締結を勧誘する行為
- ⑲ あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により暗号資産交換取引（暗号資産等清算の取次ぎを除きます。）をする行為
- ⑳ 金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の暗号資産交換取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的とし

て暗号資産交換取引をする行為

- ⑳ 暗号資産交換取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、暗号資産の銘柄、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- ㉑ 暗号資産交換取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産交換取引の売付または買付その他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- ㉒ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- ㉓ 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
- ㉔ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
- ㉕ 暗号資産交換取引の対象となる暗号資産の関係者（暗号資産の発行者または管理者、その関係会社、これらの主要株主、発行者・管理者およびその関係会社の役員、その配偶者・同居者、ならびに発行者・管理者およびその関係会社の従業者等をいいます。）が当該暗号資産に関する未公表の重要事実（以下「暗号資産関係情報」といいます。）があることを知りながら行う暗号資産交換取引行為であることまたはそれに該当するおそれのあることを知りながら、当該暗号資産取引の受託等を行うこと
- ㉖ 暗号資産交換取引行為について、顧客に対して暗号資産交換取引の対象となる暗号資産関係情報を提供して勧誘すること
- ㉗ 暗号資産交換取引行為について、暗号資産交換取引の対象となる暗号資産関係情報公表が公表されたこととなる前に当該暗号資産取引をさせることにより顧客に利益を得させ、または当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該暗号資産取引をすることを勧めて勧誘すること（前号に掲げる行為を除きます。）
- ㉘ 暗号資産交換取引行為について、暗号資産を支払手段として利用する目的ではなく、専ら利

益を図る目的で暗号資産の売買または他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為

- ③① 暗号資産等の相場または相場もしくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、または取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買もしくは他の暗号資産との交換またはこれらの申込みもしくは委託等をする行為
- ③② 暗号資産等の相場または相場もしくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、または取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買もしくは他の暗号資産との交換またはこれらの申込みもしくは委託等をする行為
- ③③ 自己または第三者の利益を図ることを目的として、その取り扱うもしくは取扱おうとする暗号資産または暗号資産交換業者に関する重要な情報であって、顧客の暗号資産交換取引に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（すべての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除きます。）を、第三者に対して伝達しまたは当該情報を利用する行為（暗号資産交換業の適切かつ確実な遂行に必要なものを除きます。）
- ③④ 顧客から暗号資産交換取引の委託等を受け、当該暗号資産交換取引を成立させる前に、当該委託等に係る売買の価格もしくは交換の数量と同一またはそれよりも有利な価格もしくは数量で暗号資産交換取引を行う行為
- ③⑤ その他、顧客の保護にかけ、または暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれのある行為

2017年 3月 27日制定
2017年 5月 28日改訂
2018年 1月 9日改訂
2018年 2月 18日改訂
2018年 2月 26日改訂
2018年 7月 13日改訂
2018年 9月 30日改訂
2019年 2月 11日改訂
2019年 11月 5日改訂
2019年 12月 13日改訂
2019年 12月 27日改訂
2020年 3月 5日改訂
2020年 5月 1日改訂
2020年 7月 28日改訂

2020年 9月 1日改訂
2020年 11月 26日改訂
2020年 12月 24日改訂
2021年 1月 19日改訂
2021年 3月 17日改訂
2021年 4月 5日改訂
2021年 5月 11日改訂
2021年 7月 13日改訂
2021年 8月 23日改訂
2021年 8月 25日改訂
2021年 9月 16日改訂
2021年 10月 01日改訂
2021年 10月 26日改訂
2021年 11月 30日改訂
2021年 12月 29日改訂
2022年 1月 26日改訂
2022年 2月 10日改訂
2022年 2月 24日改訂
2022年 3月 29日改訂
2022年 4月 7日改訂
2022年 5月 10日改訂